

## 添付書類一覧表

「被扶養者異動届」と一緒に、下記一覧表に該当する添付書類の提出が必要です。

A～Eのうち、該当するところをすべて確認し、対象の添付書類をご用意ください。(※項目に該当しない場合は添付不要です)

外国語で作成された書類は、公的機関の記名・捺印がある**日本語の翻訳文**を添付ください。

添付いただく公的書類は、被扶養者異動届の提出日から、**原則として3か月以内に発行されたもの**を提出ください。

添付書類は写し(コピー)をご提出ください。提出いただいた書類は原則返却できません。

### A.共通

被扶養者の状況		必要な添付書類
被扶養者全員		世帯全員のマイナンバー記載の住民票(外国籍の方は在留資格記載のもの) 被扶養者状況調査書 ※16歳以上
別居の場合		送金証明+生計内訳書+認定対象者と同居する家族の所得証明書(高校生以下を除く)+別居先の住民票(世帯全員が記載のもの) ※別冊「被扶養者の手続き」p.8～9をご確認ください。
自営業・個人事業主・不動産・配当所得等(給与・年金以外の収入がある場合)		確定申告書、所得税青色申告決算書(損益計算書)、収支内訳書 ※別冊「被扶養者の手続き」p.10～12をご確認ください。
契約変更による収入低下		変更後の雇用契約書 ※契約の変更開始日が確認できる契約書、勤務時間および日数がシフトの場合はシフト表添付
自営業を廃業した場合		廃業届、確定申告書(直近1年分)
同居により扶養を開始した場合		同居の確認ができる世帯全員の住民票
日本国籍を有しない来日した家族を申請する場合		住民票(在留資格記載)または 在留カード ※在留資格が「特定活動」である場合は、「指定書」を追加でご添付ください。 ※別冊「被扶養者の手続き」p.7をご確認ください。
被保険者と苗字が異なる場合		被保険者との続柄が確認出来る書類(戸籍謄本、住民票等)
海外へ居住している (例外事由に該当している) ※非該当の場合は認定不可	①外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等
	②外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、赴任先国の公的機関が発行する居住証明書等
	③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
	④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等
	⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※健保組合にて個別に判断
扶養者の異動(変更)	①被保険者(本人)の雇用契約変更により被扶養者を異動	認定対象者(家族)の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等)
	②家族の雇用契約変更により被扶養者を異動	認定対象者(家族)の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等)
	③家族の退職により被扶養者を異動	認定対象者の退職関係書類(離職票1・2、健康保険喪失証明書、傷病手当金決定通知書等)

### B.子

被扶養者の状況		必要な添付書類
夫婦共同扶養(妻・夫)の確認		夫婦共同扶養調査書 ※夫婦相手方が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要
出生から就労可能年齢未満である場合		配偶者の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等)
就労可能年齢以降である場合		認定対象者の身分関係がわかる書類(学生証の写し、在学証明書等) 認定対象者の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等) ※学校教育法における高校生以下は添付不要 配偶者の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等)
配偶者の連れ子である場合		認定対象者の住民票、戸籍謄本

### C.父または母

被扶養者の状況		必要な添付書類
認定対象者(父・母)を申請する場合		認定対象者(父・母)の所得証明書、戸籍謄本(※別居時・離別の確認をします)
認定対象者(父・母)の優先扶養義務者(夫・妻)の確認		夫婦共同扶養調査書 夫婦相手方(妻・夫)の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等) ※夫婦相手方が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。 ※生計維持の実態を確認します

### D.兄弟姉妹、孫、伯父母、叔父母、甥、姪、義父母

被扶養者の状況		必要な添付書類
認定対象者(兄弟姉妹、孫、伯父母、叔父母、甥、姪、義父母)を申請する場合		認定対象者の所得証明書、戸籍謄本(※婚姻・離別の確認をします)
認定対象者の優先扶養義務者(父・母・兄・姉)の確認		優先相手方(父・母・兄・姉)の収入確認書類(雇用契約書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等) ※相手方が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。
認定対象者の配偶者の確認		認定対象者の配偶者の雇用契約書、所得証明書、戸籍謄本(離別の場合)

### E.その他

被扶養者の状況		必要な添付書類
内縁関係である場合		世帯が一緒の住民票+夫婦それぞれの戸籍謄本 ※住民票の続柄が「未届の妻」「未届の夫」の場合、戸籍謄本は不要
対象者が、配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外の場合		同居の確認ができる世帯全員の住民票(続柄記載されているもの)